

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター
ホームページ制作業務公募型プロポーザル
実施要領

1. 趣旨

この要領は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターのホームページ制作業務について、企画提案競技により優れた事業者を選定する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターホームページ制作業務

(2) 業務内容

要求仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 本稼働開始

令和6年度中

※なお、当院では令和7年1月を稼働時期の目安として考えているが、具体的には提案者が提案するスケジュールを基準に、当センターと協議の上決定することとする。

(5) 提案上限額

初期導入費3,080,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※参考として5年間維持経費(消費税及び地方消費税を含む)を見積もること

(6) 納入場所

栃木県宇都宮市駒生町3337-1

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

(7) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの見積価格、企画提案書類、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を審査したうえで、事業者を選定する。

3. 問い合わせ先

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 管理部 総務課

TEL 028-623-6101

E-mail riha-c@tochigi-riha.jp

4. プロポーザル実施スケジュール

1	実施要領等の公示日	令和6年6月3日（月）	ホームページにて公開
2	質問受付期間	公示の日から 令和6年6月14日（金） 午後5時まで	電子メールにて受付
3	質問に対する回答	令和6年6月21日（金） 午後5時まで	電子メールにて行う
4	参加申請書類提出締切期限	令和6年6月28日（金） 午後5時まで	郵送又は持参
5	参加資格審査確認通知書・提案要請書の送付	令和6年7月5日（金）	郵送にて通知
6	企画提案書提出期限	令和6年8月2日（金） 午後5時まで	郵送又は持参
7	プレゼンテーションおよびヒアリング	令和6年8月9日（金）	郵送にて通知
8	選定結果通知	令和6年8月16日（金）	ホームページ及び電子メールにて行う

5. 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス(業種分類表N2)の入札参加資格を有する者、又は参加申請書（様式第1号）の提出時点において競争入札参加資格の取得を申請済みの者であること。
- (3) 令和6年8月2日から同年8月16日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。ただし、審査確認通知以降に指名停止となった場合は失格とする。

6. 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザルに係る内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

公示日から令和6年6月14日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで）

(イ) 受付場所

「3. 問い合わせ先」と同じ

(ウ) 受付方法

質問書（別紙様式）をE-mailにより提出すること。

なお、件名は『栃木県立リハビリテーションセンターホームページ制作業務
公募型プロポーザル実施に係る質問』とすること。

（エ）回答日

質問に対する回答は、参加申請書提出者に対して、令和6年6月21日（金）午後5時までに電子メールにて回答する。

7. 参加申込み

プロポーザル参加希望者は、次の通り参加申請書等を提出すること。なお、期間内に申請書の提出がない場合はプロポーザルに参加できない。

（1）申請書類の入手方法

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 管理部総務課へ来所し、直接入手すること。

（2）提出書類 正本各1部、副本各10部

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 確認書（様式第2号）

ウ 契約実績書（様式任意）

エ ウを証する契約書の写し又は取引実績が解る資料

オ 栃木県件競争入札参加資格(N2：情報関連サービス)が入札参加資格者名簿に登載されていることが判る資料の写し

（3）提出期間

公示日から令和6年6月28日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで）

（4）提出場所

3. に記載する場所と同じ

（5）提出方法

郵送又は持参

8. 参加資格の審査及び通知

（1）提出された参加申請書類を審査した結果は、令和6年7月5日（金）までに参加資格審査確認通知書により通知（郵送）する。

（2）参加資格がないと認定された者には、（1）の通知書にその理由を付すものとする。

9. 企画提案書類の提出

（1）提出期限

令和6年8月2日（金）午後5時まで（郵送の場合同期間内必着）

（2）提出書類

要求仕様書、企画提案書類作成要領に基づき以下の書類を作成・提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）正本1部 副本10部

イ 主務担当者経歴書（様式任意）

ウ 初期導入費用に係る見積書（様式任意）

・提出の際に、栃木県立リハビリテーションセンター理事長宛ての見積書の正本を提出すること。

オ システムサポート等保守に係る見積書（様式任意）

・提出の際に、栃木県立リハビリテーションセンター理事長宛ての見積書の正本を提出すること。

（3）提出先

「3. 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参。

（4）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、その他単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

イ 参加申請書類の提出及び企画提案書類の作成、提出およびプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された参加申請書類および企画提案書類は返却しない。

エ 参加申請書類および企画提案書類は提出期間後においては、差替えや再提出はできない。

オ 提出された参加申請書類および企画提案書類に係る内容は、受注候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。

カ 選定された事業者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ない。ただし、業務の一部について予め当センターが認めた場合はこの限りではない。

キ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

ク 当センターは、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

ケ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

コ 提出された企画提案書は、先行を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

サ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

シ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10. 審査方法

（1）企画提案書類の審査は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセン

ターホームページ制作業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーションおよびヒアリング日程等

ア 日時

令和6年8月9日（金）

イ 場所

栃木県宇都宮市駒生町3337-1

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

ウ 次第

- ・入室及び準備
- ・プレゼンテーション（時間等は別途、通知する）
- ・ヒアリング（時間等は別途、通知する）
- ・片づけ及び退室

エ その他

- ・プロジェクター、マイク、電源タップは当センターが用意する。
- ・パソコン（ノート型に限る）は各自持参すること。
- ・パソコンの起動時間は所要時間に含まない。
- ・主席者の人数については密を避けるため少人数とする。

(3) 審査基準

別紙「ホームページ制作業務審査基準」のとおり

(4) 選定

企画提案審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受注候補者として、次位の者を次点者として、それぞれ選定する。

1 1. 審査の結果

審査の結果は、速やかにホームページ上で公開するとともに、全参加者へ電子メールにより通知する。

1 2. 契約

(1) 契約の締結

受注候補者は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターホームページ制作に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合に契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結時期

令和6年8月（予定）

(3) 契約の条件

双方協議のうえ締結する。

(4) 入札保証金及び契約保証金
免除

13. その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要項等で示された、提出期限、提出場所および提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合
- オ プレゼンテーションおよびヒアリングに正当な理由なく遅刻した場合
- カ 本件に関して、プロポーザル選定委員に直接および間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけたと認められる場合